

上越市ガス水道局建設工事成績評定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上越市ガス水道局が発注する建設工事について工事成績の評定（以下「評定」という。）の実施に関し必要な事項を定め、請負業者の適正な選定及び指導育成を図り、もって建設工事の質的向上に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、1件の当初請負金額が500万円を超える建設工事のうち次に掲げるものとする。

- (1) 土木工事（ガス水道本支管工事及び舗装工事を含む。）
- (2) 建築工事（電気設備工事、冷暖房衛生設備工事及び機械設備工事を含む。）

(評定者)

第3条 評定を行う人（以下「評定者」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 監督員 上越市ガス水道事業会計規程（昭和48年上越市ガス水道局管理規程第14号。以下「規程」という。）第146条に規定する主管課長又は補助者
- (2) 検査員 規程第147条第1項に規定する総務課長、工事検査員若しくは補助者又は規程第147条第2項に規定する局職員以外の検査を委嘱された人

(評定の方法)

第4条 評定者は、対象工事ごとに評定を行うものとする。

- 2 評定者は、上越市ガス水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるところにより、それぞれ独立して、監督又は検査により確認した事項に基づき的確かつ公正に評定を行うものとする。ただし、複数の評定者が一の対象工事を評定するときは、協議により行うものとする。
- 3 評定者は、対象工事の請負者（以下「請負者」という。）から工事履行の届出があった後、速やかに評定を行うものとする。
- 4 評定者は、対象工事について検査の結果による補修等が必要とされるときは、当該補修等が行われる前の状態で評定を行うものとする。

(報告)

第5条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定の結果を総務課長に報告しなければならない。

(結果の通知)

第6条 総務課長は、前条の規定による報告があったときは、管理者が別に定めるところにより請負者に評定の結果を遅滞なく通知するものとする。

(説明請求等)

第7条 前条の規定による通知を受けた請負者は、当該通知を受け取った日から起算して14日以内に、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 総務課長は、前項の説明の求めがあったときは、当該求めがあった日から起算して14日以内に、当該求めをした請負者に書面により回答しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により同項に規定する期間内に回答することができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、総務課長は、延長の理由及び回答することができる時期を、当該求めをした請負者に通知しなければならない。

(再説明請求等)

第8条 前条第2項の規定による回答を受けた請負者は、当該回答を受けた内容についてなお異議があるときは、当該回答を受け取った日から起算して14日以内に、書面により評定の内容について再説明を求めることができる。

2 総務課長は、前項の再説明の求めがあったときは、速やかに上越市入札監視委員会に諮問するものとする。

3 総務課長は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して再説明の求めに対する決定を行い、当該答申のあった日の翌日から起算して7日以内に、再説明の求めをした請負者に書面により回答しなければならない。

(準用)

第9条 前各条の規定は、総務課において設計審査を要しない仕様書等により発注された建設工事で、かつ、1件の当初請負金額が500万円を超える建設工事について準用する。この場合において、第5条から前条までの規定中「総務課長」とあるのは、「課長等」と読み替えるものとする。

(評定の公表)

第10条 管理者は、評定の結果を取りまとめ、閲覧その他適当な方法により公表しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 この要綱は、この要綱の実施の日以後に竣工する対象工事に係る評定について、適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の第2条の規定は、この要綱の実施の日以後に竣工する建設工事について適用し、同日前に竣工する建設工事については、なお従前の例による。